

移転者各位

九州防衛局 企画部
防音対策課長

移転措置事業における附帯農地等の買入年限（希望届の受付期限）について【お知らせ】

日頃より当局業務にご理解とご協力をいただきまして感謝申し上げます。

当局は、移転措置事業として、建物等の移転補償のほか農地等（建物等の移転に伴い従来の利用目的に供することが著しく困難となる移転対象区域内に所在する宅地以外の土地（以下「附帯農地等」といいます。））の買入れを実施しております。

平成24年12月以前に建物等の移転等補償契約を締結させていただいた所有者の方々に、附帯農地等の買入れを希望する方につきましては、平成29年12月19日までに附帯農地等の買入れ希望を申し出ていただく必要があります。

[詳細等は別紙参照。](#)

つきましては、附帯農地等の買入れを希望される場合には、上記の期日までに希望届をご提出していただく必要がありますので、下記問い合わせ先までご連絡ください。

その他ご不明な点等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

本状は、過去に当局の移転補償により建物等を移転された方に送付させていただいておりますので、附帯農地等をお持ちでない方にも送付されている場合があることをご承知ください。

また、附帯農地等をお持ちの方についても、当局に土地の買入れ希望を申し出ていただくことを強要するものではありません。

問い合わせ先：〒812-0013

福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号

九州防衛局 企画部 防音対策課 移転措置係

電話：092-483-8824

[1 別紙についてはこちらをクリックしてください。](#)

[2 希望届の様式はこちらをクリックしてください。](#)